

Ⅲ 県外並びに海外の中学校等及び私立中学校からの出願

1. 県外中学校等からの出願

(1) 出願資格

出願について本校校長の承認を得た者

(2) 出願承認の手続

ア 出願承認の申請

(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。

(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間

平成31年1月9日(水)から2月18日(月)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
なお、可能な限り、平成31年2月15日(金)までに「出願承認の申請」を行うこと。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 「I 一般募集」の「出願手続」による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 出願の際、「入学願書」等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。

(エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

2. 海外の日本人学校等からの出願

(1) 出願資格

埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課において出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

(ア) 出願する場合は、「平成31年度埼玉県公立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長(電話048-830-6735 学事担当)に提出して認定を受ける。

(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間

平成30年12月3日(月)から平成31年2月18日(月)正午まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月31日(月)から1月3日(木)正午までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
なお、可能な限り、平成31年2月15日(金)までに「出願資格の認定」を受けること。

イ 出願する際の注意事項

(ア) 「I 一般募集」の「出願手続」による。

(イ) 「入学願書」、「受検票」及び「調査書」は、本県所定のものとする。

(ウ) 「入学願書」及び「受検票」は、埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課(電話048-830-6766)で交付する。

(エ) 出願の際、「入学願書」等とともに、県立学校人事課長より交付された「出願資格認定申請書」を提出する。

(オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3. 私立中学校からの出願

(1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者

ア 出願資格

「I 一般募集」の「出願資格」(本要項 1ページ)による。

イ 出願手続

(ア) 「I 一般募集」の「出願手続」(本要項 1ページ)による。

(イ) 出願手続の際に住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。

(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者は「本要項 8ページ 1」による。

(3) 平成31年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者は「本要項 8ページ 1」による。